

CORPORATE GOVERNANCE

本 FAQ では、インドにおけるコーポレート・ガバナンスについて扱っています。

1. コーポレート・ガバナンスに関連したインドの法律には、どのようなものがありますか？

インドのコーポレート・ガバナンスの枠組みは、2013 年会社法に定められています。また、上場会社は、インド証券取引委員会（SEBI）が制定する SEBI 規則、インド会社秘書役協会が発行する会社秘書基準、インド勅許会計士協会が発行する会計基準等についての遵守が求められます。

2. 取締役会の構成に関する要件とは？

取締役会における取締役の人数

取締役会を設置する場合、非公開会社の場合は最低 2 名以上、公開会社の場合は 3 名以上の取締役が必要となります。また、株主総会の特別決議により、取締役の数は最大 15 名まで増やすことも可能です。

取締役の構成

- (i) 取締役会には、会計年度中合計 182 日以上インドに滞在している取締役（居住取締役）が最低 1 名必要です。
- (ii) 上場会社の場合、以下の要件が求められます。
 - (a) 女性取締役を 1 名以上設置すること。
 - (b) 取締役会の 50%以上を非業務執行取締役とすること。
 - (c) 議長が非業務執行取締役である場合、3 分の 1 以上を独立取締役とすること。
 - (d) 議長が非業務執行取締役でない場合、2 分の 1 以上を独立取締役とすること。

- (e) 上位 1,000 社に入る上場会社（2019 年 4 月 1 日以降）または上位 2,000 社に入る上場会社（2020 年 4 月 1 日以降）の場合、取締役会は 6 名以上で構成すること。
- (f) 上場会社の取締役会における独立取締役の内少なくとも 1 名は、インド国内外を問わず、非上場の重要な子会社の取締役とすること。重要な子会社とは、直前の会計年度における利益または純資産額が、連結金額 20% を超える子会社をいいます。
- (iii) 公開会社の場合、以下の要件が求められます。
 - (a) 払込資本 10 億ルピー、または売上高 30 億ルピー以上である場合、女性取締役を 1 名以上設置すること。
 - (b) 払込資本 1 億ルピー、または売上高 10 億ルピー以上、もしくはローン、預金、債券の残高合計が 5 億ルピー以上である場合、独立取締役を 2 名以上設置すること。
- (iv) 非公開会社の場合、取締役会への独立取締役の設置は不要です。

3. 取締役になることができるのはどのような人ですか？

取締役識別番号（「DIN」）の割当を受けており、会社法における欠格事由に該当しない者が取締役になることができます。欠格事由の例としては、DIN が未取得である、関連当事者との取引関係の訴訟で有罪判決を受けている、裁判所から欠格認定を受けている、等があります。

また、3 年連続して財務諸表や年次報告書が未提出である会社や、返済、利息の支払い、債券の償還等が未了である会社の取締役（または過去取締役であった）は、任務を怠った日から 5 年間は、再任および他の会社の取締就任はできません。

4. 取締役の兼任に制限はありますか？

取締役は、20 社（代替取締役を含む）まで兼任が可能です。公開会社の場合は、取締役数を計算する際に非公開会社である持株会社や子会社についてもカウントされる点に留意する必要があります。また、上場会社の場合、更に以下の要件が求められます。

- (i) 上場会社 7 社以上の取締役になることはできない。
- (ii) 常勤取締役または常務取締役である者は、3 社以上の上場会社の独立取締役を務めてはならない。

5. 会長がマネージング・ディレクターや CEO を兼務することは可能ですか？

非上場公開会社の場合

定款に別段の定めがある場合、または単一事業のみを行う会社である場合を除き、兼任することはできません。

上場会社の場合

2022 年 4 月 1 日以降、上位 500 社に入る上場会社の取締役会においては、議長は非業務執行取締役でなければならず、マネージング・ディレクターや CEO とは関係のない者でなければなりません。



6. 取締役の義務・責任は？

取締役は、会社法および会社定款の規定に従うことが求められます。

取締役は、会社の目的達成のために誠意をもって行動し、適切かつ合理的な注意を払い、スキル、勤勉さ、独立した判断力を発揮し、会社、従業員、株主、地域社会、環境保護のために行動しなければなりません。また、以下の行為は行ってはなりません。

- (i) 直接または間接的に会社の利益と競合する、もしくは競合する可能性のある状況に身を置くこと。
- (ii) 自己または親族や関係者に、不当に利益を享受させること。
- (iii) その職務を割り当てること。

取締役は、会社が会社法その他の法令に違反した場合にも、責任を負う可能性があります。

7. 独立取締役はどのような役割を持つのですか？選任に関する制限等がありますか？

会社法には、独立取締役の役割、機能、義務を詳細に規定した「独立取締役の職業行動規範」が存在します。独立取締役は、会社の戦略、業績、リスク管理、リソース、重要な選任事項、行動基準等について、独立して判断を行う必要があります。主な役割と機能として、取締役会において、財務管理やリスク管理体制について、相反する利益等のバランスを取り、利害関係者の利益を保護するために独立して意見を提供すること等があります。



選任基準等

- (i) マネージング・ディレクター、常勤取締役、指名取締役は、独立取締役とはなれない。
- (ii) 独立取締役は、会社またはその持株会社、子会社、関連会社の発起人または取締役やその関係者であってはならない。
- (iii) 独立取締役は、会社、その持株会社、子会社、関連会社等の発起人や取締役との間で、取締役としての報酬以外に金銭的関係を有してはならない（総収入の10%を超えない場合を除く）。
- (iv) 独立取締役は、会社法に規定されている独立性の判断基準について十分に考慮した上で、選任されなければならない。
- (v) 独立取締役は、財務、法律、経営、営業、マーケティング、管理、研究、コーポレート・ガバナンス、技術運営、その他会社の事業に関連する分野において、適切な技能、経験、知識を有してなければならない。

また、会社の独立取締役任命された（または任命される予定の）者は、オンライン上で、インド会社省に所定の登録をする必要があります。登録後は、登録日から1年以内に、所定の能力評価テストに合格しなければならず、できない場合には登録が抹消されます。なお、上場会社、非上場公開会社、払込資本金1億ルピー以上の会社、または上場会社にて、取締役や重要な管理職経験を10年以上有する者は、当該テストへの合格は不要となります。

8. 取締役の任期満了前の解任は可能ですか？

取締役は、株主総会の普通決議により、任期満了前であっても解任することができます。なお、当該取締役には、適当な聴聞の機会を与えなければなりません。



9. 取締役に関する開示義務は？

会社の登録事務所に「主要経営責任者登録簿」を掲示する必要があります。また、取締役の選任や変更があった場合は、30日以内に会社登記局に報告する必要があります。

取締役は、会社、団体、個人団体等との利害関係情報（株式所有の有無等含む）について、以下のタイミングで開示する必要があります。

- (i) 取締役として参加する最初の取締役会
- (ii) 各会計年度の最初の取締役会
- (iii) 既に開示した内容に変更がある場合の、変更後開催される最初の取締役会

10. 取締役会の権限は？また、その権限の委任は可能ですか？

会社法では、以下の行為について、取締役会決議により行使できると規定されています。

- (i) 未払株主への支払請求
- (ii) 自己株式の取得
- (iii) 社債含む株式の発行
- (iv) 借入

- (v) 投資
- (vi) 貸付、保証、担保提供
- (vii) 財務諸表および取締役会報告の承認
- (viii) 事業の多角化
- (ix) 合併
- (x) 買収
- (xi) 政治献金
- (xii) 主要経営幹部の選任および解任
- (xiii) 内部監査人および会社秘書役監査人の選任

取締役会は、借入、投資、貸付、保証、担保提供に関する権限について、各委員会、マネージング・ディレクター、その他会社の主要役員に委任することができます。



11. 委員会や制度にはどのようなものがありますか？また、設置時の必要事項や構成等は？

監査委員会、指名報酬委員会、利害関係者担当委員会、内部通報制度、CSR 委員会が会社法において規定されており、以下の場合に設置が必要となります。

(i) 監査委員会および指名報酬委員会

- (a) 上場会社
- (b) 公開会社（次のいずれかに該当する場合）
 - 払込資本 1 億ルピー以上
 - 売上高 10 億ルピー以上
 - 現預金、債券、借入金 5 億インドルピー以上

(ii) 利害関係者担当委員会

株主、債券保有者、預金保有者、その他有価証券保有者数が会計年度中 1,000 人を超えている公開会社

(iii) 内部通報制度

- (a) 上場会社
- (b) 公開会社（次のいずれかに該当する場合）



- 公金預金の受け入れ時
- 銀行等金融機関からの5億ルピーを超える借入実施時

(iv) CSR 委員会

以下のいずれかを満たす会社

- 純資産 50 億ルピー以上
- 売上高 100 億ルピー以上
- 純利益 5,000 万ルピー以上

委員会の構成

(i) 監査委員会

上場会社

3名以上の取締役で構成され、その3分の2は独立取締役である必要があります。各構成員は財務諸表についての読解力および理解力を有する者であり、少なくとも1名は会計・経営の専門知識を有する者でなければなりません。また、委員長は独立取締役が務め、会社秘書役による監督が必要です。

非上場公開会社

3名以上の取締役で構成され、その過半数は独立取締役である必要があります。構成員の過半数（委員長を含む）は、財務諸表についての読解力および理解力を有する者でなければなりません。

(ii) 指名報酬委員会

上場会社

3名以上の非業務執行取締役で構成され、少なくともその50%は独立取締役でなければなりません。また、委員長も独立取締役であることが求められます。

非上場公開会社

3名以上の非業務執行取締役で構成され、少なくともその50%は独立取締役でなければなりません。

(iii) 利害関係担当委員会

上場会社

取締役3名以上で構成され、内1名は独立取締役である必要があります。

非上場公開会社

委員長は非業務執行取締役である必要があります。

(iv) リスク管理委員会

上場会社

委員の過半数は、取締役会のメンバーで構成される必要があります。委員長は取締役会のメンバーとし、上級役員を委員とすることもできます。

(v) **CSR 委員会**

取締役 3 名以上で構成され、内 1 名は独立取締役である必要があります。

12. **監査委員会の義務は？**

- 監査人の選任、報酬に関する勧告
- 監査人の独立性、パフォーマンス、監査手続の有効性についての検討およびモニタリング
- 財務諸表および監査報告書の審査
- 関係会社間の融資および投資に関する精査
- 関連当事者との取引の承認
- 公募増資による調達した資金の使用用途および関連事項のモニタリング
- 内部統制・リスク管理体制の評価
- 会社の事業やおよび資産の評価（必要に応じて）

監査委員会は、上記項目およびその他必要事項に関する調査権限を有し、外部専門家の助言を得て、関連する会社情報の取得を行うことが可能です。

13. **内部通報制度の義務は？**

内部通報制度は、非倫理的行動、不正行為、財務不正等についての適切な情報提供が行われるように、従業員や取締役の保護が確保されるものでなければなりません。

14. **指名報酬委員会の義務は？**

取締役適任者及びシニア・マネジメントに選任され得る者の選考、これらの者の選任・解任に関する取締役会への勧告が求められます。

15. **CSR 委員会の義務は？**

CSR 方針の策定および取締役会への勧告、その実施についてのモニタリングが求められます。取締役会は、CSR 委員会の勧告を元に、それに基づく活動を確実に実施しなければなりません。

16. **利害関係者担当委員会の義務は？**

会社の利害関係者からの苦情について検討し、解決することが求められます。

17. **取締役会の開催について定められている要件は？**

- (i) 会社法上、少なくとも年に 4 回は取締役会を開催することが義務付けられています。取締役会の間隔は 120 日を超えてはなりません。
- (ii) 取締役会開催の通知は、開催日の 7 日前までに送付する必要があります。
- (iii) 緊急時には、独立取締役 1 名の出席を条件に、通知期間を短縮した形で取締役会を招集することも可能です。

18. **株主の代表的な権利は？**

株主の代表的な権利には、株主総会の招集通知受領権、各種報告書類（財務諸表、注記、監査報告、取締役会報告）の写し受領権、株主総会の招集権、株主総会での投票権、株主によって株主総会に出席して投票するための代理人の任命権、監査人・取締役の選任・解任権、会計帳簿等閲覧件、等があります。

19. 定時株主総会の実施要件は？

会社法では、会計年度終了後 6 ヶ月以内の定時株主総会の開催が義務付けられています。新たに設立された会社の場合、開催期限は決算日から 9 ヶ月以内となります。また、上場会社の内上位 100 社については、決算日から 5 ヶ月以内に開催されることが求められます。招集通知は、書面または電子的な方法により、総会の 21 日前までに株主に通知する必要がありますが、一定の条件の下、招集通知期間の短縮も可能です。

20. 臨時株主総会の実施要件は？

臨時株主総会は、払込資本の 10 分の 1 以上の株式を有する株主の請求がある場合に開催されます。

臨時株主総会の招集通知は、書面または電子的な方法により、総会の 21 日前までに通知する必要がありますが、一定の条件の下、招集通知期間の短縮も可能です。



21. 株主総会の特別決議が必要とされる事項には、どのようなものがありますか？

特別決議とは、決議に賛成の票数がこれに反対する票数の 3 倍以上となることによって可決されること（すなわち出席株主の 4 分の 3 以上の賛成があった場合）を決議の要件とする株主総会決議をいいます。特別決議が必要とされる代表的事項は、次のとおりです。

- (i) 登録事務所の変更
- (ii) 定款の変更
- (iii) スウェットエクイティ、従業員ストックオプション、優先株式の発行
- (iv) 資本金の減少
- (v) 自己株式の取得
- (vi) 債券の発行
- (vii) 監査人の解任
- (viii) 独立取締役の再任
- (ix) 関連当事者との取引

22. 財務諸表に関する留意点は？

毎年の定時株主総会において、取締役会は財務諸表を提示することが求められます。財務諸表は、会計基準に準拠し、会社法に規定の所定の形式により、会社の状況が正しく表示されていなければなりません。財務諸表には、取締役会を代表した者の署名が必要となります。なお、財務諸表が会計基準に準拠していない場合、会社は、財務諸表の中でその乖離、乖離の理由、乖離から生じる財務上の影響を開示しなければなりません。

23. 取締役会報告において開示すべき事項は？

会社法上、取締役会報告において開示が義務付けられている主な事項は、次のとおりです。

- (i) 取締役会、各委員会の開催回数
- (ii) 取締役の責任
- (iii) 監査人から報告された不正の内容
- (iv) 監査人報告または会社秘書役監査報告において記載されている、取締役会からの説明やコメント
- (v) 貸付金、保証、出資の内容
- (vi) 関連当事者の契約および取り決めについての詳細
- (vii) 会社の業務状況
- (viii) 会計年度末日から取締役会報告日までの間に生じた、会社の財政状態に影響を与える重要な事象
- (ix) 会社の存続を脅かす可能性のあるリスク要因に対する会社の対応方針と実施の方向性
- (x) 会社の財務概要
- (xi) 新たに選任された、もしくは辞任した取締役および主要経営陣についての情報
- (xii) 新たに選任された独立取締役の完全性、専門性、経験等に関する取締役会の見解
- (xiii) 返済不履行・利息支払不履行の内容を含む、預金の詳細
- (xiv) 会社の存続に影響を与え得る、規制当局や裁判所等により下された重要な命令の詳細

取締役報告書には、社長または 2 名以上（内 1 名はマネージング・ディレクター）の取締役の署名が必要となります。



24. 上場会社に求められる重要な開示とは？

- (i) 上場会社は、取締役会が重要と考える情報についての開示が求められます。
 - 重要性の判断基準として以下が規定されています。既に公開されている情報について、中止や変更の可能性がある場合の脱落
 - 後日明らかになった、市場にインパクトを与える可能性のある情報の脱落
- (ii) 開示情報は、上記重要性基準にする事象と、重要性基準には該当しないが開示する事象とに二分されます。
- (iii) 重要性基準に該当しない事象については、発生から 24 時間以内に、合理的に可能な範囲で開示されなければなりません。具体例としては、買収、取り決めスキーム、格付けの変更、プロモーターや主要経営陣による不正行為や債務不履行、等です。

25. 監査人の選任に関する規定は？

会社の最初の監査人は、会社設立の日から 30 日以内に、取締役会によって選任される必要があります。



それ以降は、第 1 回定時株主総会において、当該定時株主総会終了時から第 6 回定時株主総会終了時までを任期とする監査人を選任する必要があります。

26. 監査人の再任は可能ですか？

以下のいずれかに該当する会社は、個人が監査人の場合は、一期連続 5 年を超える再任はできません。また、会計事務所が監査人の場合は、二期連続 10 年を超える再任はできません。

- (i) 上場会社
- (ii) 払込資本が 1 億ルピー以上の非上場公開会社
- (iii) 払込資本が 5 億ルピー以上の非公開会社
- (iv) 払込資本は(ii) (iii)の値を下回るが、銀行等金融機関からの公的債務等が 5 億ルピー以上の会社

なお、いずれの場合であっても、任期満了から 5 年間は、同一会社の監査人として再任することはできません。

27. 監査人の役割、権限、義務は？

- (i) 監査人は、監査を行った勘定科目及び各財務諸表についての報告書を作成することが義務付けられています。また、監査人は、(a)当該財務諸表が会計年度末時点での会社の財政状態、経営成績、キャッシュフローの状況について真実かつ公正に表示しているかどうか、(b)会社が係争中の訴訟が財務状況に与える影響を開示しているかどうか、(c)重要な予見可能な損失等のための引当金が計上されているかどうか、等についての意見を表明することが求められます。
- (ii) 監査人がその職務を遂行する過程で、会社の役員または従業員によって 1,000 万ルピー以上の不正行為が会社に対して行われた（または行われている）可能性がある場合、監査人は、中央政府に問題を報告する権限を与えられています。その場合、報告前に、取締役会/監査委員会に対して意見を求めなければなりません。
- (iii) 1,000 万ルピー未満の不正行為については、監査人は、取締役会/監査委員会への報告が求められます。
- (iv) 監査人は、会社帳簿や証憑書類の閲覧権を有します。
- (v) 監査人は、以下の事項について調査する権限を有します。

- 会社の貸付金や立替金が適切に担保されているかどうか、また、会社の利益を害するような内容のものでないかどうか
- 帳簿上の取引に、会社の利益を害するものが含まれていないかどうか
- 株式、債券、その他有価証券等の資産について、会社が購入した価格よりも低い価格で売却されているかどうか（投資会社や銀行を除く）
- 会社の貸付金や立替金が適切に表示されているかどうか
- 個人的な費用が収益勘定に計上されていないかどうか
- 帳簿上、現金にて株式割当を受けたと記載されている場合に、実際に現金を受領しているかどうか、また、現金を受領していない場合には、帳簿や貸借対照表の記載内容がどうなっているか

28. 任期満了前の監査人の解任は可能ですか？

- (i) 監査人は、事前の申請および承認により、任期満了前の解任が可能です。申請は、取締役会の日から 30 日以内に行わなければなりません。また、承認を受けてから 60 日以内に臨時株主総会を招集し、特別決議による可決を受ける必要があります。
- (ii) 監査人が、直接/間接を問わず、会社、役員、従業員に関連して不正行為を行ったこと、不正行為に共謀したことを裁判所が認めた場合、裁判所自ら、もしくは中央政府からの申請に基づき、監査人の変更を会社

に指示することができます。その場合の監査人の変更は、15 日以内に行われなければなりません。最終判決が可決された場合、監査人が個人であるか会計事務所であるかにかかわらず、5 年間は監査人となることはできず、不正行為による訴訟責任を負うものとします。

29. 関連当事者取引とは？

関連当事者取引とは、その金額の多寡にかかわらず、会社と関連当事者との間での資源、サービス、義務の移転を伴う取引をいいます。規定されている代表的な関連当事者取引には、以下のようなものがあります。

- (i) 商品の販売、購入または供給
- (ii) 資産の譲渡その他の処分または譲受
- (iii) 資産の賃貸
- (iv) サービスの利用または提供
- (v) 商品等の販売等に関する代理人の選任
- (vi) 会社、子会社または関連会社における役職等への選任
- (vii) 会社の有価証券等の引受

会社法上、取締役会の同意が得られない限り、会社が関連当事者取引を行うことは認められていません。

30. 株主の承認が必要な関連当事者取引は？

以下のような場合には、株主総会の普通決議が必要となります。

- (i) 売上高の 10%以上に相当する、商品の販売、購入または供給
- (ii) 純資産の 10%以上に相当する、資産の譲渡その他の処分または譲受
- (iii) 売上高の 10%以上に相当する、資産の賃貸
- (iv) 売上高の 10%以上に相当する、サービスの利用または提供
- (v) 会社、子会社または関連会社における役職等への選任において、月額報酬が 25 万ルピー以上である場合
- (vi) 純資産の 1%を超える会社の有価証券等の引受

31. 会社の社員に関連当事者が存在する場合、関連取引の承認決議において議決権を行使することは可能ですか？

そのような場合、関連当事者である社員は、議決権の行使はできません。

例外: 当該規制は、その 90%以上が発起人の親族または関連当事者である会社については、適用されません。

32. 上場会社が考慮すべき関連当事者取引に関するコーポレート・ガバナンスには、どのようなものがありますか？

- (i) 上場会社は、関連当事者取引の「重要性」に関する方針を策定し、取締役会の承認の下、明確な閾値を設定すると共に、3 年に一度見直しを行うことが求められます。取引金額が売上高の 10%を超える関連当事者との取引は、重要な取引に該当します。また、ブランド使用料やロイヤリティの支払いを伴う関連当事者との取引については、取引金額が売上高の 5%を超える場合に、重要な取引に該当します。
- (ii) 関連当事者取引については、事前に監査委員会の承認が必要となります。
- (iii) 監査委員会は、提案を受けた関連当事者取引に関して、会社の利益を考慮した合理的な承認基準の下、「包括的な承認」を付与することが可能です。当該承認の有効期限は 1 年間です。
- (iv) 重要な関連当事者間取引については、全て株主の承認を必要とし、関連当事者は、議決に加わることはできません。

33. 抑圧的行為や不公正な経営が発生した場合、会社に対してどのような行動を起こすことができますか？

会社法審判所への救済申請や、集団訴訟の提起等を行うことができます。

34. 抑圧や不公正な経営に対する救済申請を行うことができるのは誰ですか？

100名以上の株主または全株主数のうち10%以上の株主のいずれか少ない方、もしくは発行済株式の10%以上を保有する株主も申請を行うことが可能です。

35. 抑圧や不公正な経営に対して、集団訴訟を提起できるのは誰ですか？

100名以上の株主または全株主数のうち5%以上の株主のいずれか少ない方、もしくは上場会社の場合、発行済株式の2%以上を保有する株主、非上場会社の場合、発行済株式の5%以上を保有する株主も可能です。



免責事項：本資料は、法的な助言・意見を提供するものではなく、情報提供のみを目的とし、本資料に記載の内容を商業目的で使用することはできません。Acuity Lawは、本資料の情報に不正確または不完全な内容が意図せず、もしくはその他のいかなる理由により含まれている場合に発生し得る損害・損失についても、一切の責任を負わないものとします。